

令和5年第35回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和5年10月18日(水)			午前10時00分から 午前10時55分まで
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員		
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長、清水主査		
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
会議の結果 及び 主な発言	議案等			結果
	議案47号	在外選挙人名簿の登録について		決定
	協議	ポスターの公費負担における提出書類について		—
委員長	これから令和5年第35回の定例会を開会いたします。			
	<ポスターの公費負担における提出書類について>			
委員長	<p>本日、局長は同時刻に開催されている杉並区町会連合会常任理事会に出席しておりますので、選挙管理委員会定例会には遅れての出席になります。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>			
次長	<p>議案は局長からご説明申し上げますので、私からは協議事項についての説明を先にさせていただきます。</p> <p>前回の選挙管理委員会定例会で、決算特別委員会での奥山区議の質疑に対して、事務局から後日詳しい説明をすることになっておりましたので、詳細を説明させていただきます。</p> <p>まず、奥山区議の質疑にありました新聞報道についてご説明いたします。新聞報道では、公費負担制度、特にポスターに関して水増し請求である等を理由として、複数の自治体で住民監査請求が起きている。当該記事では、平成29年10月執行の衆議院議員選挙において、東京都から選出されている衆議院議員37人を調べたところ、9人が定められた上限の満額を、5人が限度額の99%以上を請求していた。一方で、請求額が上限の半分に満たない議員が12人いたと記載されています。1枚あたりの単価は、257円から1,290円まで、ばらつきがあったと記載されています。</p> <p>また、平成19年の岐阜県内の市議会議員選挙に際し、水増し請求が発覚した。水増しの手法としては、実際のポスター作成費は届け出た金額よりも安かったのに満額を請求した。同差額を用いて作成事業者に公費負担の対象外の名刺や封筒、パンフレットなどを印刷させた。同差額の中から「キックバック」として作成事業者から政治献金を受けていたと記載されています。以上が簡単ではありますが、新聞報道の説明になります。</p> <p>次に、選挙運動用ポスターに関する公費負担請求の流れについて確認させていただきます。</p> <p>まず、候補者と事業者との間で契約書を取り交わします。この契約書の写しを添えて契約届出書が選挙管理委員会に提出されます。</p> <p>そして、実際何枚が公費負担の対象となるかを確認するための作成枚数確認</p>			

	<p>申請書が候補者から選挙管理委員会に提出されますので、この申請に基づき公費負担の対象となる枚数を証明する作成枚数確認書を選挙管理委員会が候補者宛てに発行します。</p> <p>また、作成の実績に基づいて、候補者から事業者に作成証明書が発行されます。</p> <p>事業者が公費負担を請求する際には、請求書に候補者から受領した作成枚数確認書及び作成証明書を添えて、区に請求します。ただし、作成証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、事業者は、区に支払を請求することができません。</p> <p>以上のような背景のもと、奥山区議から決算特別委員会で質疑が行われました。質疑の内容は令和5年第3回区議会定例会決算特別委員会の通りです。</p> <p>その質疑の中で、愛知県豊橋市では任意でポスター作成費用明細書の提出を候補者に求めているが、杉並区もポスター作成費用明細書の提出を候補者に求めるべきではないかとの質問に対し、選挙管理委員会定例会の中で議論していきたいと委員長がお答えになりました。</p> <p>先ほどの新聞報道にもありましたように、平成19年には岐阜県議会議員選挙や豊橋市議会議員選挙に対して、平成27年には福岡市長選挙に対して、平成30年には岸和田市長・市議会議員補欠選挙に対して住民監査請求が行われております。いずれも、水増し請求に係る事実を確認できなかった等として、請求は棄却されております。</p> <p>以上、協議事項の説明となります。</p>
委員長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。
	－ 局長入室 －
小井委員	確かに、ポスター作成費用明細書の提出を求めることは、ある程度水増し請求に対して抑止力があるかもしれませんが、実際に水増し請求を防ぐことができるかと言ったら疑問が残ります。
局長	公費負担の支払いにおいて、追加でさらに必要書類を提出してもらうことになれば、事業者への公費負担の支払時期が遅れることが予想されます。
小井委員	ポスターの作成単価はどのような基準で設定されるのでしょうか。
選挙法規担当係長	令和3年の参議院において、一般財団法人経済調査会が発行している「積算資料」等の資料に記載された単価、物価の変動等を考慮して見直しを行っているとの答弁記録があります。
小井委員	ポスター作成費用明細書の提出によって、作成単価のばらつきはなくなるのでしょうか。
選挙法規担当係長	平成19年に行われた岐阜県議会議員選挙に対する住民監査請求の結果の中で、選挙ポスター作成費は、企画、編集、デザイン、仕様などの要素によって、実際に千差万別であると記載されております。
委員長	国、都道府県、区市町村の選挙はどれも公費負担におけるポスターの上限単価や上限枚数の考え方は同じなのですか。
選挙法規担当係長	公費負担におけるポスターの上限単価は、ほとんどの自治体が公職選挙法施行令に記載されている計算式に準じていると認識しております。上限枚数は、公職選挙法施行令ではポスター掲示場の数の2倍までと規定されておりますが、杉並区ではポスター掲示場の数までとなっております。
小井委員	なぜ杉並区の上限枚数はポスター掲示場の数までとなっているのですか。

選挙法規 担当係長	平成5年に自治省より、指定都市以外の市の選挙にあつては、選挙期間等も考慮し、ポスター掲示場の数を作成枚数の限度とすべきであるとの判断がされております。
委員長	豊橋市以外で、ポスター作成費用明細書等の提出を求めている自治体はあるのですか。
選挙法規 担当係長	岐阜県議会議員及び岐阜県知事選挙におけるポスター作成に関する公費負担請求書の備考に、請求内容が確認できる書面の写しを提出することと記載されております。 また、平成28年に行われた福岡市議会議員選挙に対する住民監査請求の結果の中で、ポスター作成契約届出書に契約金額の内訳書の写しを添えて提出すると記載があります。
委員長	公費負担制度はポスター以外にも、選挙運動用自動車やビラがありますが、それらについては何か問題点はあるのですか。
選挙法規 担当係長	選挙運動用自動車の燃料代の公費負担については、平成20年に公職選挙法施行規則が改正され、自動車のナンバーが記載された給油伝票の写しの添付が必要となりました。 また、令和3年の参議院において、選挙運動用自動車の借入れに係る費用の公費負担について、契約内容の明細を添付することを義務付けるべきではないかとの質問に対し、現時点において公職選挙法施行規則を改正することは考えていないとの答弁記録があります。
小井委員	国や東京都の動きを見ながら引き続き検討していくべきですね。
委員長	今回の説明で、選挙管理委員と事務局とで共通認識を持てましたので、令和8年に行われる杉並区長選挙に向けて、国、東京都及び他の特別区の動向を確認しながら、引き続き検討していきましょう。
	<在外選挙人名簿の登録について>
委員長	それでは、局長が戻られましたので、議案第47号について、事務局から説明をお願いします。
局長	議案第47号をご覧ください。 在外選挙人名簿について、在外公館及び移転登録者の在外選挙人証の交付等を行います。 根拠法令は、議案第47号に記載のとおりです。登録日は本日10月18日です。今回の新規登録者は22名で、内訳は男性13名、女性9名となっております。登録抹消者は21名で、内訳は男性9名、女性12名となっております。今回の登録で1名の増加となり、登録者総数は1,343名となりました。 以上、議案第47号の説明となります。
委員長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。特にありませんか。それでは、議案第47号は決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<その他>
委員長	本日の予定されている議案等は終了しましたが、その他にございますか。 私からは、10月16日の区議会定例会本会議最終日において、令和4年度杉並区一般会計等の決算が認定されましたので、報告いたします。 また、杉並区教育委員会委員の任命の同意についての議案が2件提出され、どちらも議会の同意を得ました。

委員長	その他はございますか。
局長	特にありません。
委員長	では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。
局長	次回の第36回の定例会は、10月25日の水曜日に行います。内容は、東京都 明るい選挙推進大会についての報告等が予定されております。 (議題書に沿って、11月2日以降の日程を確認。)
委員長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会 を終了します。